

NPOを感じよう! - NPOインターンシップ・レポート -

インターンという言葉をご存じだろうか。インターンとは、看護婦さんや美容師さんの実習を指すことが多いが、最近では、学生の職場体験という意味でも使われる。企業が一定期間、実際の職務に係わるチャンスを与えるというインターンシップは、広く学生の人材育成に活用されつつある。だが、NPOのインターンは非常に少ないのが現状である。今回の特集では、茨城NPOセンター・コモンズが実施している県内初NPOインターンシップを紹介する。

(文/根本 真嗣)

茨城NPOインターンシッププログラム

コモンズでは、昨年度からNPOインターンを希望する学生と、受け入れを希望する県内NPO団体の仲介を行っている。昨年度は茨城大学および専門学校からの要請があった。まず要請を受けると、インターン受け入れの意向について県内すべてのNPO法人へ連絡する。受け入れを希望するNPOには、同時にインターン計画の提出も求める。その後、学校側が選考した学生の希望に照らし合わせ、相応しいNPOとマッチングを行う。そしてインターン実施となる。期間は学校の夏休み。約2週間、インターンたちは各NPOで活動を行う。

何のためにやっているのか

企業や行政とは違い、新たな主体として発展しつつあるNPOを現場で知ってもらうことを最大の目的としている。そこでは全く新たな挑戦が待ちかまえている。なぜなら、特

定非営利活動促進法（NPO法）が施行されて3年、茨城各地で誕生し、地域に根ざした活動を行っているNPOは、多様な課題に対して、前例のない取り組みをしているからである。そこでは行政や企業と対等な関係が模索されている。言い換えれば、これまで行政や企業ではカバーしきれなかった地域の問題に、NPOが取り組んでいるのである。このNPOの現実を、若い人たちに知ってもらう。さらに次代のNPOリーダーを育てるといふ考えのもとでNPOインターンシップが行われている。学生にとっては、地域における社会問題やそれに対する市民の取りくみを実際の活動を通じて学ぶことができ、NPOにとっては、若者の人材発掘、新しいアイデアの発見、NPO文化の発展を図ることなどができる。

昨年度の実績

昨年度は、大学生4名、専門学校生1名を、それぞれ1つのNPOに派遣している。団



インターン実習の様子（2000年度インターンシップ）

体は、国際協力団体、障害者団体、NPO支援組織などである。結果、学生、団体の双方からの高い評価があった。良かった点としては、NPOからは、1団体1〜2名という派遣の形をとっているため、きめ細かい関係のなかで活動できた。単なる職業選択や具体的なノウハウだけではなく、熱意、考え方、生きがいを伝えることができた。お互いに刺激になった、などの意見があった。学生からの感想

NPOインターンシップ制度



受け入れ団体とインターンシップ参加者の交流（事後研修にて）

「先入観にたくさん気づかされることになった」
「自立」とは、自分で人生を選択し、決定することだった（障害者団体）
「自分で体験し、自分が知りたかった」と思ったことなども自ら学べたというところに意味がある」
「このインターンに行つて地域で行われている活動はたくさんあることを知った」
「後に社会に出たときに今回の経験がどう生かせるのか楽しみに思う」（国際協力団体）

今年度の計画

今年度は7団体のNPOがインターンを受け入れることになっている。インターンの要請があるのは現在のところ茨城大学人文学部、農学部、筑波技術短期大学である。この後、学生の選考、NPOとのマッチング、事前研修、インターン実施、事後研修を実施予定である。インターン期間は夏に2週間程度を予定している。

感想

今回の特集では、茨城NPOセンター・コモンズが実施するNPOインターンシップを紹介した。茨城県内でNPOのインターンを実施しているのは今のところコモンズだけである。しかも今年で2年目。団体や学生からは、非常に良かったという声があがっている。今後より多くの団体、学生がインターンに参加することが望ましいだろう。ただでさえスタッフや運営資金などの不足を抱えているNPOにとって、若い人材の育成は大きな課題だ。また学生の側も、地域社会の現実のありようをまさに身をもって知ることが、自分の描く将来像により確かな展望を与えるだろう。とにかく、NPOは人材不足、学生は厳しい就職状況というのが現実である。

今の日本で企業、行政、NPOという3つの関係はどうなっているのか。

日本の資本主義は成熟期に入り、もはや消費者は製品を機能やデザインだけの比較で購入しなくなった。企業イメージが消費行動を決める時代になってきている。だから企業は社会貢献活動に積極的にならざるを得ない。しかし、利潤追求という前提に影響を与えるほどの社会貢献活動はできない。したがってNPOに委託するという分業が行われつつある。また行政は、税収が延びず、とくに高齢化に対応する支出は増加、緊縮財政にならざるを得ない。職員や給与の削減は必至である。ここでも、行政ではできないこととのNPOへの委譲が必要となる。東京都や三重県など、先進地域はNPOの育成を必死で行っている。NPOへ学生が関わるということは、このような日本社会で自分が何をすべきかを考えることに他ならないのである。

これまでの地域社会形成の試みについて

これまでの地域づくりの試みは、新たな課題の提起が時期的にズレていたこともあって、冒頭で指摘したように、それら相互の関連や一体的な取り組みに欠ける面がありました。

しかし、これまでに優れた「コミュニティ(Community)づくり」の活動を展開しているところでは、必ずといってよいほど市民の自発的な地域活動である「ヴォランティア(Volunteer)活動」があり、「生涯学習(Life long Integrated Learning)活動」があるものです。それは、優れたヴォランティア活動、生涯学習活動についても同様で、その活動が優れたものであれば必ずといってよいほど他の活動を伴って展開されているものです。ただし、これまでのコミュニティ(Community)づくり、ヴォランティア(Volunteer)活動、生涯学習(Life long Integrated Learning)活動などについては用語自体が難しく、しかも現状の改善をめざして将来のあるべき姿を指していわれるものですから、その内実を理解し、実行に移すのが容易ではありませんでした。

地域活動の課題

先行の事例をみればすぐにわかることですが、実際に活動している市民たちは、それらやや困難と思われる活動を何の気なしにしているのでしょうか、別個の活動として意識せずにやっています。この活動はコミュニティ活動で、あの活動がヴォランティア活動だ、それは生涯学習活動です、ということなどは、成果を挙げている地域ではほとんどありません。そうした事例では、例えば生涯学習活動に限定していえば、コミュニティづくりやヴォランティア活動と一体的に取り組みられ、生涯(Life long)を通じて、家庭(Home)・学校(School)・社会(Society)での学習(Leaning)を「統合」(Integrated)したかたちで、実行されていることがわかります。

それは、いま流行の「まちづくり」についても同様で、これまでのそうしたコミュニティづくり、ヴォランティア活動、生涯学習活動など一体となった「まちづくり」の活動が重要な意味をもつわけで、それらが個々ばらばらに取り組みられたとしても、住みよい地域社会が形成されるわけではありません。こうした個々ばらばらな取り組みが、これまでの地域活動の大きな課題の一つでした。

地域活動の主体・担い手

これまでの地域社会形成の試みのなかでもう一つの大きな課題は、それらの活動の主体といえますか、担い手が誰であるのか、といった問題です。住民なり市民の自発的な地域活動だから、主体や担い手は住民や市民に他ならないといった表向きの論議は別にしても、誰がそうした活動の中心的担い手であるのかについては、必ずしも十分な検討がなされてはいませんでした。

一般的には、小学校通学区を基本的単位として、学区内に存在する町内会・自治会などの連合組織がそれらの活動の推進母体となって機能してきました。だが、それらの地域住民組織の地域づくりの活動には、幾分古い運営体質が残っており、地域福祉や環境保護といった特定のテーマに取り組む機能的組織の活動などを取り込んで、コミュニティづくり、ヴォランティア活動、生涯学習活動などと一体となった「地域づくりやまちづくり」の活動を展開することはできませんでした。

つまり、自立した市民の自発的な地域活動を推進する組織としては十分に機能することができなかったのです。

改めて指摘するまでもありませんが、そのような新しい地域社会づくりや新しい地域システムを構築してゆくためには、行政も企業も市民団体も、それぞれの立場で可能な対応努力が必要だと思えます。しかも、それら三者が対立するのではなく、それぞれが相互に対等なパートナー・シップを発揮して、連携してそうした課題に取り組むことが大切なのです。

幸いなことに、このような市民団体の新しい地域社会づくりの活動を励まし支援する制度が、日本にも誕生しました。1998(平成10)年3月に制定された「特定非営利活動促進法」(いわゆるNPO法)がそれです。翌1999(平成11)年の4月からは、同法に基づく「特定非営利活動法人」(NPO法人)が実際の活動を展開しており、相応の成果も生まれているのです。

私が代表を勤める茨城NPOセンター・コモンズもそうした非営利活動を支援するNPO法人として1999(平成11)年4月から活動を進めています。

次回からいよいよ本題にはいります。テーマは、次のとおりです。ご期待ください。

2 特定非営利活動法人・NPO(非営利組織)の可能性

1) NPO(非営利組織)とは



市民社会をつくるNPO

帯刀 治 / 文

第三回



帯刀 治(たてわき いさお)

1944年10月14日生(56歳)
茨城大学 人文学部 社会科学科 教授

専門分野 地域社会論
茨城NPOセンター・コモンズ代表理事

【主な著書・論文等】

・企業城下町日立の「リストラ」(東信堂.1993)
・茨城のすがお-その未来展望(文信堂.1996)
・茨城を楽しむ30の方法(茨城新聞社.1999)
その他著書多数

NPOの台所

モノは天下のまわりもの

連載

3

資金がない中で事務所契約に踏み切った理由は、情報やサポートの拠点を目指す以上、いつでも人が来られる場所を作りたかったからです。そこで、コモンズでは役員や会員有志からお金を借りることにしました。「コモンズ債」というネーミングにしたのは、組織の未来と事業に対して投資して下さいというメッセージを込めたからです。これは、東京のパン屋さんが、パン債という私募債を発行してパン焼き機の購入資金を集めた事例からヒントを得ました。ただし法律の関係があつて債権は発行できませんし、NPOは配当をしないので出資という概念がありません。ですから会計処理上は長期借入金、寄託金という扱いにして、10年後に返しますという形にしました。先ほどのパン屋さんは出資者にパンを配りつつ、味に対する評価を得ることで成長していったとのこと。

このようにして敷金礼金などの初期費用を払い事務所がオープンすると、今度は人と物の問題です。折角の事務所を毎日開けておくには人が必要です。設立当初は昼間勤める人が2人くらいしかいなかったため、早速人集めをしました。ボランティアやNPOに関心があつて昼間勤める人を、知人のつてや社会福祉協議会の紹介で探し、6名のスタッフが集まりました。最初は全員交通費のみのボランティアで週2、3日ずつのローテーションを組みました。

次に事務所には机、キャビネット、電話、FAXなどの機材が必要でした。これらの殆どはメンバーが集めてきました。事務機は会員の夫の会社であつたもの、長机とパイプ椅子は、会員のバイト先の塾が閉鎖するのに伴い無償で譲ってくれました。同じようにエアコン、FAX、パソコンなどもみな中古のものが善意で集まってきました。あるものがほしいと会員に伝えておくと会員みなで気にかけて探してくれて不思議とものが集まるのです。ただ意外に大変なのは輸送でした。大きなものや重いものを運ぶ手段と人手に苦労するのですが、コモンズではよく農業をしている人に軽トラックを出してもらいました。

物運びで忘れられない事件があります。一番はじめに寄贈されたものがスチールキャビネットだったので、それを提供してくれたのは原子力関係の会社でした。とても厳重な警備で何重もの検問を通過して中に進んでいくと、トラックから白い煙がもくもく出だしパンパンと炸裂音が鳴り出しついにエンストしてしまいました。何事かと、会社の人も我々もびびり。なんとか荷を積み、JAFの車に牽引されて事業所を出ることができたのですがとにかく大変でした。トラブルの原因は：なんとかが借りたトラックの燃料を間違えていたのです。みなさん、トラックを借りるときは気をつけましょう。

横田能洋(よこた よしひろ)



1967年千葉県生(33歳)

茨城NPOセンター・コモンズ常務理事
兼事務局長



基本をマスター!

NPO会計講座 Q&A

みなさん、はじめまして、(株)増山会計の三宅と申します。この度、会計の実務をテーマに連載することになりました。みなさんのご意見を基に、このコーナーを盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。会計というと、みなさん、難しいとお思いになるかもしれませんが、会計を知るということは、会社・組織を知るということです。自分達の団体が今どのような状態に置かれているのか、といった分析、把握なくして、今後とるべき道は見えてきません。

会計の中でも、難しいと感じられるような項目を簡単にご説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

今回は第1回目ということで、源泉所得税についてお話ししていきたいと思っております。

Q 謝礼として支払っているものに関して、源泉税を徴収する義務はないのでしょうか？

A 謝礼、研究費、取材費等の名義で支払われているものであっても、報酬・料金等の性格を有するものは源泉徴収の対象となります。ここで、整理しておきますと、源泉徴収の対象となってくるのは以下のものになります。

職員等(常用・臨時・パート等を問わず全て)へ支払う給与等
税理士・社労士等へ支払う報酬・料金等
原稿料・デザイン料・講演料等として個人に支払う報酬・料金等
芸能人等へ支払う報酬・料金等

Q 徴収額の算出方法はどのようなのですか？

A まず、給与の場合のポイントですが、社会保険料控除後の給与等の金額で月払い、日払いごとで税額が定められています。(給与所得の源泉徴収税額表(月額・日額)を参照して下さい)
・ 総支給金額は、報酬、基本給、各種手当、非課税額を超えた通勤手当の支給合計額。
・ NPOからの給与が主たる収入である職員よりその年の最初の給与支払日迄に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下

「扶養控除等申告書等」という)を提出させ、提出のあった場合は甲欄、提出がない場合は乙欄の税額となります。

次に、報酬・料金をみていきますと、報酬・料金×所定の税率

・ 所定の税率は、1回に支払う金額により次の通りです。

・ 100万円以下の部分：10%

ただし、司法書士等については(支払金額マイナスイナス1万円)×10%

・ 100万円を超える部分：20%
ただし、で法人に支払う場合は全て10%

Q どのように徴収するのですか？

A 源泉徴収の対象となる者に支払う際、その都度定められた税額を徴収します。また、有給の職員等を新規雇用した場合は、最初の支払時から徴収します。

Q どのように納付すればよいのですか？

A 源泉徴収額の納付は、税務署所定の「納付書」により支払日の翌月10日迄に税務署もしくは金融機関の窓口で納付します。

Q 納期の特例の適用を受けた場合、いつ納付すればいいのですか？

A 給与等の支払いを受ける人が常時10名未満の場合は、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」により、源泉徴収した所得税を年2回にまとめて納付することが出来ます。

また、納期の特例を適用している法人は、前記についても併せまとめて納付することが出来ます。

・1～6月支払分 ……7月10日に納付
・7～12月支払分 ……1月10日に納付

申請日の翌々月の納付分から適用されません。その間は通常通り翌月10日迄に納付する必要があります。

また、納期の特例の承認を受けている者が7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限を翌年1月20日とする納期限の特例の適用を受ける為には、その年12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出することが必要です。

Q 2ヶ所から給与と所得を得ている場合はどのように処理すればいいのですか？

A 2ヶ所以上から給与をもらっている場合、この人に支払う給与が主たる給与になるか、

従たる給与になるか確認する必要があります。

扶養控除等申告書は、国内で給与等の支払いを受ける人は全てに提出するものであり、扶養控除等を受けない人(独身者等)でも提出することになっています。2ヶ所以上から給与を受ける人は、どこか1ヶ所の支払先にしか提出できません。この申告書の提出がない場合は、基礎控除や扶養控除その他の各種控除が受けられない他、税額表の乙に定める高い税額を納めるとともに、年末調整も行われません。

給与等の支払時に適用する税額表及び適用する欄については、給与等の支払区分及び扶養控除等申告書の提出の有無に応じ、次の通りとなります。

月毎に支払うもの

・適用する税額表…月額表
・扶養控除等申告書の提出有り…甲欄
提出無し…乙欄

毎日支払うもの

・適用する税額表…日額表
・扶養控除等申告書の提出有り…甲欄
提出無し…乙欄

日雇賃金(注)

・適用する税額表…日額表
・扶養控除等申告書の提出不要…丙欄
日

(注)日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与をいいます。ただし、一の給与の支払者から継続して2ヶ月を超えて支払を受ける場合には、その2ヶ月を超えて支払を受けるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

Q 消費税に関してはどのように処理したら良いのでしょうか？

A 報酬・料金等の金額の中に消費税が含まれている場合は、原則として消費税を含めた金額が源泉徴収の対象となります。ただし、請求書等で消費税の額が明確に区分されている場合には、消費税額を除いた金額のみを源泉徴収の対象として、差し支えありません。

今回は、みなさんからよくある質問をまとめてみました。源泉所得税と一言で言っても、とても大きな範囲になっており、きちんとした処理が必要とされます。不明な点がある場合は、専門家の方に質問することをお勧めします。

また、会計に関するご質問を受け付けておりますのでお待ちしております。

株増山会計 NPO 担当 三宅 邦之
(mail:kunitiny@ma4.justnet.ne.jp)

生きているということは
誰かに借りをつくること
生きているということは
その借りを返すということよ
誰かに借りたら 誰かに返す
誰かにそうしてもらったように
誰かに返してあげよう (ビスターリさとみ会 文章)



(写真 ピアノを弾く深谷さん)

点と点、線から面へ

任意団体・NPO法人に関わらず、どんな活動でも、続けていく時に波がある。活動ひとつひとつを点として、その点と点をつなぎ、線に、面にと展開していく戦略を持つかどうか。波は、点を線につなげていくプロセスにそうしてはじめて団体の前に姿をあらわす。設立3年目にあたるビスターリさとみ会は今どんな波に乗っているのだろうか、訪ねてみた。

借りをつくること、借りを返すこと

のどかな田園風景と里山を借景にビスターリさとみ会の建物がある。玄関を入ると正面に額が飾ってあり、「生きるということとは、誰かに借りをつくること。生きているということはその借りを返すということ」とよ。」とある。「近所へ米を買いに行つて来ました」と軽トラックを軽快に運転して理事の深谷さんが現れた。「米屋のおばちゃん」と話し込んで、「...」と楽しげに話す様子からは地域にとけこんでいるのがうかがわれる。木目も新しい食堂の囲炉裏の前で、深谷さんにお話を伺った。

人を畏れ、人にひるまず

ビスターリさとみ会は登校困難な児童や生徒の援助活動を主目的におく団体との認識でお話を伺っていたが、もうひとつ大事にしている点があったようだ。事業として何を行うかよりも、このような自然に恵まれ豊かな体験ができる場所に、人間関係をつく

ためのスペースがある、そのこと自体に大きな意義があると。玄関に飾ってあった額の意味はそこにあつたのだ。「人間関係を築くことが難しい今の時代にこそ、この場所の意味がある」「人を恐れ、ひとにひるまず」「人間関係を創っていくことの大切さが本来の活動目的であつたようだ。

ビスターリさとみ会では、施設の維持管理活動を含め、同会で計画する事業や施設運営のためのボランティアを常時募集している。自然体験、緑を守る体験、古代の生活体験などの事業に参加する人も、それらの事業を支える側のボランティアも同じ立場で出会い、その出合いをゆつくりと着実に人と人のつながりとして育んでいくことを大切にしている。

この出合いを育むという方向性で事業を見直しさらにそれぞれの事業を結びつけ、線とすること、それが現在の同会の課題のひとつではないだろうか。

「人を熱中させるまでは熱く語るが、人が熱中したのが見えてきたら、今度はさめた目で省つて自己を見つめられることがリーダーには欠かせない能力です。「自己の中に絶えず他者の目を意識し、冷静に判断できてこそリーダーである」と言い切る理事のいる会ならではの現状認識に期待したい。

紙風船を打ち上げつつけよう

深谷さんは、県内各地の学校を音楽専攻の先生として歴任し、長く現場から子どもたちを見つめてきた人である。2階ホー

ルにはピアノがあり、お話の終わりに流れるような曲を弾いてくださった。窓のそとに吹きたる風とピアノの音が詩情ともいえる雰囲気をかもし出してくれたせいも、深谷さんのピアノを聴きながら私は一編の詩を思い出した。

紙風船 詩・黒田三郎
落ちて来たら
今度は
もっと高く
もっともっと高く
何度でも
打ち上げよう
美しい
願いことのように

「紙風船」とは希望のことである。落ちてくる紙風船を何度でも打ち上げる、その打ち上げ続ける意思の力を深谷さんのお話とビスターリさとみ会の活動に感じた。

(文ノ塩原慶子)

DATA

特定非営利活動法人
ビスターリさとみ会
〒311-0506
久慈郡 里美村
大字折橋 横川 1444 1
0294-70-7007
FAX 0294-70-7177

NPOと政治

世界のごともネット代表理事

吉田 理江

(国際交流基金日米センターNPOフェロー)

米国のNPOは、政治との関わりがとても上手です。日本と同様、NPOが、特定の政党や議員、候補者への献金や支援を行うことは禁止されていますが、ロビー活動は盛んです。ロビー活動とは、政党や議員、行政などに要請を行うことです。米国では、ロビー活動を活動の柱とする団体と、そうでない団体では、法人格の種類が異なります。

米国のNPOが、政策形成をする過程は、みごとです。私の所属したNPOのパートナー機関に、全米の州知事が会員となつてつくっているNPOがあります。政策論議をする会議が、年に一度、州知事のもちまわりで開催されます。私が参加したコンファレンスは、市民社会にむけてのパートナーシップというテーマのもと、各領域の政策に関して、徹底的に政策アナリストと共に議論するものでした。民主主義が成熟するところとした光

景が見られるのだろうか・・・と思うほど、集まった政治家は超党派であり、政策形成者も多様なセクターからきていました。まさに「多様性が豊かさを生む」ということを、政策形成という次元で証明しているその過程は、WHAT(何を)ではなく、WHO(誰が)に力点がおかれた政策形成傾向がある日本と比べ、とてもうらやましいものでした。

さて、日本のNPOの政治的な戦略は、一言でいえば、「ニュートラル(中立)」であることです。全方位戦略でなければいけません。世の中を動かすには、権力・財力・知力が必要ですが、権力と財力は、今しばらく、日本のNPOには手に入らない兆候はないので、日本の市民社会への移行を真実なるものとするためにも、ともに知力を高める努力をして参りましょう。

事務局
日誌

石川 雅子



5月12日(土)、2001年度定時総会が開催されました。ご出席頂いた皆様、お忙しいところありがとうございます。

その際の資料(議事録など)が、6月初めにやっとやっと発送でき、改めて2001年度がはじまったんだなあと感じました。

あっ、大変遅くなりまして申し訳ありませんでした・・・。

昨年度同様、今年度も様々な事業を計画していますが、常に、「ミッション」NPOをはじめる人と応援する人を増やすこと、「寄付の文化をつくること」に

かえりながら、事業を進めていきたいと思えます。

その事業が本当にミッションに合っているのか、ということをや役員全員が認識した上で、会員の皆様に説明していくことが、責務だと思っていますので、どうぞ厳しい目でチェックしていただきたいと思っています。

さてさて、堅い話しはこれくらいにして、夏ですねー。私は暑いのは苦手です。なーんにもする気がなくなっちゃうんです。でも！今年は事務所にエアコンが2台入りましたので、多分爽やかに仕事ができるかなあとちょっと安心です・・・。

子どものためのグローバルフォーラム2001 ボランティア国際年記念企画

日 時：2001年7月29日(日)
12:00～17:00

場 所：土浦市市民会館 大ホール及び会議室

内 容：1. 基調講演 日本ユニセフ大使
アグネス・チャン氏
2. 子どもフォーラム(子どもたちの企画による子
どもたちの意見発表など)
3. ブース展(ユニセフパネル展、地雷のレプリカ
展示など)
4. ボランティア国際年記念写真展

入場料：無料

主 催：グローバルフォーラム2001実行委員会
(実行委員会構成団体)
(社)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会
NPO法人 世界の子どもネット
NPO法人 IMC
財団法人 日本ユニセフ協会水戸の会
青年海外協力隊茨城県OV会
大好きいばらき県民会議

問合せ：グローバルフォーラム2001実行委員会 事務局
TEL・FAX 0298-26-2325
大好きいばらき県民会議 事務局
TEL 029-224-8120 FAX 029-224-9655

2001 NPO交流研修会!

日 時：2001年9月1日(土)～2日(日)1泊2日
1日 15:00～2日 13:00

場 所：吾国山洗心館(わがくにさん せんしんかん)
笠間市本戸鳥居松 4943
TEL 0296-74-2551 FAX 0296-74-4190

内 容：1. 課題別分科会(資金、組織、人材、広報など)
2. NPOとしての活動指針や行政に対する提言
の検討
3. NPO入門講座

対 象：NPO法人、任意団体はもちろんのこと、興味のある方ならどなたでも
(個人もOKです)

参加費：宿泊代・食事代含む 会員 3,500円
非会員 5,000円

主 催：特定非営利活動法人
茨城NPOセンター・コモンズ

問合せ：TEL 029-300-4321 FAX 029-300-4320

編集後記

「構造改革なくして経済再生なし」を旗印にスタートした小泉内閣。「聖域なき改革」「恐れず、ひるまず、とらわれず」。国のトップリーダーから発せられると何とも心地よく響きます。大派閥の長でなく「政界の一匹オオカミ」とやゆされるイメージからか、危うい言葉も抵抗なく受け入れられ人気絶頂です。オペラや歌舞伎を好み、質問に答えて「先進諸国にそんな色ない文化予算のきっかけを」。所信に「広く地域住民やNPO、ボランティアの参加を呼びかけ」とあります。痛みを伴う改革と新たな仕組み。住民やNPOとの連携。どう具現化するか注視したいと思います。(S)

発行所 / 特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ
〒310-0061 茨城県水戸市北見町 5-8-101
TEL 029-300-4321 FAX 029-300-4320
HP: <http://www.npocommons.org>
E-mail: info@npocommons.org

編集 / コモンズ情報誌チーム (新メンバーも募集中!)
表紙イラスト / 木内佳代

発行日 / 2001年7月1日 印刷 / 弘美印刷(株)

掲

示

板

この情報誌i-COMMONSをNPO関係者への情報ツールとして、またNPOをまだ知らない人のための紹介ツールとして販売(1部100円)して下さる協力者を求めています。知人に配ってくださる方、事務所や店舗に置いてくださる方、どうぞご連絡ください。

また、自分たちの活動を外から見る視点を養いながら、情報誌・広報誌作りのテクニックを学びあうために、コモンズでは情報誌発行のスタッフを常時募集しています。奮ってご参加ください。内容についてのご意見はもちろん、掲載してほしいことなどもドシドシお寄せください。

連絡先：茨城NPOセンター・コモンズ
TEL 029-300-4321

掲示板では、会員の皆さんからの掲載情報を随時募集。
所定の用紙に必要事項を記入上、FAXにてお知らせ下さい。

許可なく転載・複製を禁じます。(定価1部100円)